

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

No. 2487

## 特集Ⅰ

「気づく力」を育て微傷災害ゼロへ  
ぶつけ、つまずきのリスクを改善  
住友電工オプティフロンティア横浜工場

## 特集Ⅱ

外国人の  
労災防止 「親切的な」伝え方を意識  
イラスト使い直感的に理解させる  
東京労働局/千葉労基署

## ニュース

危険作業は廃止・変更を  
厚労省 高齢者の労災防止指針案

労働災害動画 配信しています!

安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」  
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

↓コチラから



12月  
1日号

2025



## 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21  
社会保険労務士 小泉事務所  
東京会

所長 小泉 正典

### 業界団体のゴルフコンペで負傷

#### ■ 災害のあらまし ■

菓子メーカーF社に勤務する営業課長のCさんは、業界団体主催のゴルフコンペに参加中、同じコンペに参加していた他社のプレイヤーが打ったボールが脇腹にあたり負傷した。

ゴルフコンペは、業界団体の親睦を図る目的で毎年定期的に行われているもので、F社では毎年、営業を担当している社員が恒例として参加していた。また、平日開催であったため、参加する社員は休暇としての参加ではなく、通常の勤務扱いとして参加していたが、プレイ代などについては、参加者の個人負担としていた。

#### ■ 判断 ■

今回のゴルフコンペは、業界団体の親睦、交流を目的とするもので、参加についても各社ごとに任意参加であり、プレイ代などを参加者自身が負担していることなどから、Cさんが、通常の勤務時間扱いとして参加していたことを考慮したとしても、参加が会社の命令で、業務運営上、不可欠なお付き合いや接待ゴルフ、プレー中に重要な取引の交渉が行われるなどの特命的な要素がない親睦のためのゴルフコンペであったことから、労災認定は、**業務外**と判断された。

#### ■ 解説 ■

取引先や関与先でのお付き合いゴルフや接待ゴルフ中での事故や負傷が労災として認定されるかどうかは、「業務遂行性」と「業務起因性」の2つの要件を満たしているかによって判断される。

業務遂行性とは、労働者が労働契約に基づき、事業主の支配・管理下にある状態

第 383 回

であること、業務起因性とは、業務と傷病などの間に一定の因果関係があることをいう。

では、仕事上でのお付き合いや接待でのゴルフ中の負傷における労災認定の可能性について考えてみよう。単に取引先の経営者から誘われたためゴルフに参加した際の負傷や、今回の業界団体のコンペ（任意参加）については、「業務遂行性」において、事業主の支配・管理下にあるとは認められづらく、これまでの労災認定の事例から判断すると、労災認定される可能性は低いと考えられる。

労災認定される可能性があるとするれば、①事業主からの特命としてゴルフへの参加を指示された場合、②ゴルフが業務の一環として明確に位置づけられている場合、③取引先との重要な商談や契約締結のために業務上必要不可欠な接待として参加した場合などが考えられる。

したがって、今回の労災認定の業務上外の判断にあたっては、ゴルフコンペへの参加が、各社の判断により任意参加であったことが大きなポイントになったとみられる。言い換えれば、接待ゴルフへの参加を労働時間として取り扱うだけでは、労災認定は難しく、明確な会社指示の下での参加や、重要な商談などを兼ねたものであり、事業運営上の必要性（契約内容や契約に至るために必要な行事）などの状況が揃えば、労災として認定される可能性が高いと思われる。

古い判例ではあるが、従業員が親睦団体のゴルフコンペへ行く途中で交通事故により死亡したという事案で、裁判所は、「参加が、事業運営上緊要なものと認められ、かつ事業主の積極的特命によってなされたと認められるものでなければならぬ」と



したうえで、本件は、会社からの参加命令や費用の会社負担については認定したものの、労災認定については否定している（高崎労基署事件＝前橋地方裁判所昭和50年6月24日判決）。

最後に、今後の判断のために、社外でのイベントや日常的に想定される事案についてご紹介しておく。接待や会食中の事故、社員旅行や運動会、懇親会などの会社行事中の事故などが考えられるが、参加することが強く求められおり、参加しなかった場合に欠勤扱いになるようなケースや、参加することが実質的に強制されている場合は、会社の業務命令と同等とみなされるため、業務遂行性が認められやすくなる。

また、行事やイベントの幹事役を任されたていた場合などで、会社の指示で準備や運営を任されていた社員については、実質的な業務命令とみなされ、業務遂行性が認められる可能性が高くなる。いずれもポイントは、強制参加、参加が必須とされている、業務時間内、出張扱い、または労働時間と認められる、担当行事と自身の業務に関連があるか、などで判断されるということになる。

[www.srup21.or.jp](http://www.srup21.or.jp)